

座間市勤労者サービスセンター規約

(名 称)

第1条 この会は座間市勤労者サービスセンター（以下「センター」という。）と称する。

(事務局)

第2条 センターの業務を処理するために事務局を置く。

2 事務局を座間市座間二丁目2887番2号の座間市商工会内に置く。

(目 的)

第3条 センターは中小企業に働く勤労者及び事業主（以下「勤労者」という。）の福利厚生推進と生活の安定を図り、併せて当該事業所の発展に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 センターは第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 勤労者等の在職中の生活安定に係る事業
- (2) 勤労者等の健康の管理に係る事業
- (3) 勤労者等の自己啓発、余暇活動に係る事業
- (4) その他センターの目的を達成するために必要な事業

(組 織)

第5条 センターは市内の中小企業の勤労者等でセンターの事業に賛同する会員をもって組織する。

(定 義)

第6条 この規約において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業：常時雇用する従業員数が300人以下の個人及び法人の事業所をいう。ただし、卸売業又はサービス業を主とする事業所については、100人以下、小売業を主とする事業所については50人以下とする
- (2) 会員：センターへの入会資格が有り、入会手続きを完了した勤労者等をいう

(入会資格)

第7条 入会資格を有する者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 座間市内の中小企業に勤務する勤労者等
- (2) 座間市内在住で、市外の中小企業に勤務している者。ただし、勤務先の事業所が属する地方自治体の区域内に所在する勤労者サービスセンター等に加入している場合は除く
- (3) その他、理事長が特に認めたる者

2 前項の規定にかかわらず、入会時に休業している者は、会員となることはできない。

(会員の種類)

第8条 会員の種類は、事業所単位で入会する「事業所会員」及び個人で入会する「個人会員」の2種類とする。

(入会手続)

第9条 センターに入会しようとする者は、座間市勤労者サービスセンター入会申込書（第1号様式）と次の各号に掲げるうち、必要な書類等を理事長へ提出又は郵送（以下「提出」という。）しなければならない。入会の承認を得た後は、速やかに会費を納入しなければならない。

- (1) 座間市勤労者サービスセンター会員届出書（新規用）（第2号様式）
- (2) 預金口座振替依頼書（第3号様式）

(3) 自動払込利用申込書（ゆうちょ銀行指定様式）

2 理事長は、入会を承認したときは、会員証（第4号様式）を会員に交付するものとする。

（変更届）

第10条 会員となった後、次の各号に該当するときは、センター変更届（事業所・会員用）（第5号様式）により、速やかに理事長に提出しなければならない。

(1) 新たに会員を追加しようとするとき（第2号様式）

(2) 事業所の名称及び所在地を変更したとき

(3) 事業主を変更したとき

(4) 会員氏名および住所、同居登録家族、口座に変更が生じたとき

(5) その他理事長が必要と認める事項

（退会）

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、退会とする。

(1) 第7条の会員資格を失ったとき

(2) 会費を6カ月以上滞納したとき

2 前項第1号については、センター退会届（第7号様式）により、速やかに理事長へ提出しなければならない。

（退会手続）

第12条 センターを退会しようとする会員は、センター退会届（第7号様式）に会員証を添えて速やかに理事長へ提出しなければならない。

2 退会届を提出できる者は、次の各号に該当するものとする。

(1) 事業所会員が退会するとき、当該事業所の事業主

(2) 個人会員が退会するときは、会員本人

(3) 会員の死亡又は行方不明による退会は、事業主又は家族等

3 会員の退会日は、退会届を受理した日とする。ただし、死亡又は行方不明による退会は事由発生日に遡って退会届を受理できるものとし、既納の会費については返金しないものとする。

（除名）

第13条 次の各号のいずれかに該当したときは、理事会の決定により除名させることができる。

(1) センターの事業を妨げる行為をしたとき

(2) 慶弔見舞金事業その他の助成事業等で虚偽の申請をしたとき

(3) センターの規約等に違反し、又はセンターの信用を失わせる行為をしたとき

2 除名された会員は、理事会等で弁明する権利を有するものとする

（返還請求）

第14条 理事長は、前条に該当する行為により不当に得た金品等について、返還を命ずることができる。

（機関）

第15条 センターに次の機関を置く。

(1) 評議員会

(2) 理事会

（評議員会）

第16条 評議員会は、センターの最高議決機関とする。

2 評議員は、従業員代表15名以内と事業主代表15名以内とし、理事会において選任し理事長

が委嘱するものとし、選出区分については、別表に定める。

- 3 評議員は、センターと会員との連絡調整及び事業の円滑な推進運営に努めるものとする。
- 4 評議員会は、理事長が招集する。
- 5 評議員会は、評議員の過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数により決する。
ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 6 評議員会の議長は、その都度評議員の互選により選出する。

(評議員会の議決事項)

第 17 条 評議員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること
- (2) 年度の事業計画及び予算等に関すること
- (3) 年度の事業報告の承認及び決算の認定に関すること
- (4) 役員の選任に関すること
- (5) その他理事長が必要と認めて付議した事項

- 2 前項に関わらず、やむを得ない事由があると認めるときは、評議員会の議決前においても、理事長の責任において理事長が前項第 2 号に関する事項について執行ができるものとする。

(理事会)

第 18 条 理事会は、理事長、副理事長及び理事をもって構成し、評議員会の議決の範囲内において事業を執行する。

- 2 理事会は、理事長が招集し、議長は理事長が行う。
- 3 理事会は、構成員の過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数により決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(役員)

第 19 条 センターに次の役員を置く。

- (1) 理事長 1 名
- (2) 副理事長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 若干名

(顧問)

第 20 条 センターに顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事長経験者並びに事業主団体・労働者団体・勤労者福祉団体から特に任期を定めず理事長が理事会の同意を得て委嘱する。

(役員の選任)

第 21 条 第 19 条に規定する役員は、次の基準により会員その他関係団体のうちから評議員会が選出する。

- (1) 従業員代表 若干名
 - (2) 事業主代表 若干名
 - (3) その他評議員会で認めた者 若干名
- 2 理事長、副理事長は、理事の互選による。
 - 3 監事は、評議員の推薦する者をもってあてる。

(役員の職務)

- 第 22 条 理事長は、センターを代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは職務を代理する。
 - 3 理事は、センターの業務の執行を決定する。
 - 4 監事は、センターの業務及び会計業務を監査し、その結果を評議委員会において報告する。

(任 期)

- 第 23 条 評議員及び役員の任期は 2 年とする。再任を妨げない。ただし、欠員補充による任期は前任者の残任期間とする。

(報酬等)

- 第 24 条 センターの役員及び評議員（以下「役員等」という。）は、無報酬とする。
- 2 役員等については、費用を弁償することができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事長が理事会の議を経て定める。

(事務局長、事務局次長及び職員)

- 第 25 条 事務局に次の事務局長、事務局次長及び職員を置く。
- (1) 事務局長 1 名
 - (2) 事務局次長 1 名
 - (3) 職員（担当課職員含む）若干名
- 2 事務局長、事務局次長及び職員は、担当課職員をもってあて理事長が任命する。

(事業の運営)

- 第 26 条 事業を円滑に運営するために、理事長は別に規定・細則等を定めることができる。ただし、評議員会の承認を得るものとする。

(事業年度)

- 第 27 条 センターの事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わるものとする。

(経 費)

- 第 28 条 センターの経費は、会費、市補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会 費)

- 第 29 条 会費は、会員資格を有する者 1 人につき月額 500 円とする。
- 2 納入された会費及び福利厚生事業参加者負担金等は、返還しないものとする。ただし福利厚生事業参加者負担金は、理事長の判断により返還することができるものとする。

(会費の納入)

- 第 30 条 会費は、原則として口座振替により納入するものとする。
- 2 会費は、3 カ月前納で各期（4 月・7 月・10 月・1 月）に指定預金口座振替・郵便自動払込により納入するものとする。
 - 3 前項の規定する会費の振替・払込金額は、振替月の前月 25 日現在の会員数に前条第 1 項に規定する 1 人あたりの会費の額を乗じた金額とする。
 - 4 各期の中途に入会する会員（事業所等）については、速やかに会費をセンターに納入するものとする。

(雑 則)

- 第 31 条 この規約に定めるものの他必要な事項は、理事長が理事会の議を経て定める。

附 則

この規約は、昭和 61 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 11 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 12 年 4 月 20 日から施行する。(規約・第 6 条関係)

附 則

この規約は、平成 14 年 4 月 19 日から施行する。(規約・第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 23 条、第 29 条関係)

附 則

この規約は、平成 20 年 4 月 14 日から施行する。(規約・第 18 条関係)

附 則

この規約は、平成 25 年 4 月 26 日から施行する。(規約・第 4 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 17 条～第 31 条)

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 22 日から施行する。(規約・第 2 条第 2 項)

別 表 (第 16 条関係)

評議員は、次の選出地区別に選出し、選出数等の必要な事項は、理事会で定めるものとする。

	選出地区別	代表者区分
北 部	相模が丘、広野台、相武台、緑ヶ丘、明王	事業主代表
		従業員代表
東 部	小松原、ひばりが丘	事業主代表
		従業員代表
南 部	東原、さがみ野、南栗原、栗原中央、栗原、立野台、西栗原	事業主代表
		従業員代表
西 部	座間、新田宿、四ツ谷、入谷	事業主代表
		従業員代表